

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：熊本県長洲町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	86.4%
全職員	69.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	93.4%
本庁課長補佐相当職	94.3%
本庁係長相当職	100.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	86.5%
31～35年	92.6%
26～30年	98.2%
21～25年	85.7%
16～20年	89.2%
11～15年	91.4%
6～10年	104.9%
1～5年	89.7%

【説明欄】

- ・役職段階別の本庁部局長・次長相当職の区分に対象者が存在しない。
- ・週の勤務時間が正規職員の勤務時間に満たない職員は、それぞれの勤務時間に応じた割合で人数をカウントしている。
- ・男性の約88%は任期の定めのない常勤職員である一方、女性における任期の定めのない常勤職員は約46%に留まり、それ以外の職員のすべてが会計年度任用職員となっている。
- ・扶養手当及び住居手当については、男性に支給している割合が高く、扶養手当及び住居手当の支給対象者に占める男性職員の割合は、それぞれ約90%と97%となっている。

勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。